

佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年11月30日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第9号

佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年佐賀県教育委員会規則第8号）
の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項及び第7項から第10項まで、第3条第3項、第5項及び第6項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第3条 公立学校に勤務する第1号会計年度任用職員のうち講師に支給する条例第2条第10項に規定する通勤に係る費用弁償は、次に掲げる者に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号。以下「条例」という。）第2条第3項、第7項及び第9項から第11項まで、第3条第3項、第5項及び第7項、第5条、第6条並びに第8条の規定に基づき、佐賀県教育庁及び公立学校その他の教育機関に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）及び同項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第3条 公立学校に勤務する第1号会計年度任用職員のうち講師に支給する条例第2条第11項に規定する通勤に係る費用弁償は、次に掲げる者に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。